

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 令和 7 年度決算における北九州市健全化判断比率等の公表【財政・変
革局財務部財政課】 2
- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】 3
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】 4
- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】 5
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】 7
- 道路の区域決定【都市整備局道路部管理課】 8
- 道路の区域変更【都市整備局道路部管理課】 9
- 道路の供用開始【都市整備局道路部管理課】 2 0
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 2 4

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政・変革局アセットマネジ
メント推進室】 2 8

北九州市告示第 3 4 3 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年度決算における北九州市の健全化判断比率及び資金不足比率について公表する。

令和 8 年 9 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 健全化判断比率（令和 7 年度決算）

（単位：％）

区分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	11.0	25.0
将来負担比率	131.9	400.0

備考

（１） 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載した。

（２） この表において「早期健全化基準」とは、法第 2 条第 5 号に規定する早期健全化基準をいう。

2 資金不足比率（令和 7 年度決算）

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	20.0
卸売市場特別会計	—	
渡船特別会計	—	
港湾整備特別会計	—	
産業用地整備特別会計	—	
漁業集落排水特別会計	—	
空港関連用地整備特別会計	—	
市民太陽光発電所特別会計	—	
上水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
交通事業会計	—	
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	
公営競技事業会計	—	

備考

（１） 資金不足額がない場合は、「—」を記載した。

（２） この表において「経営健全化基準」とは、法第 2 3 条第 1 項に規定する経営健全化基準をいう。

北九州市告示第 3 4 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3	3 号	前	北九州市門司区東本町一丁目 6 番 2 4 地先から 北九州市小倉北区砂津一丁目 3 2 3 番 9 地先まで	12.0 ～ 41.4	11,343.9
		後	北九州市門司区東本町一丁目 6 番 2 4 地先から 北九州市小倉北区砂津一丁目 3 2 3 番 9 地先まで	12.0 ～ 41.4	11,346.6
2 0 0	2 0 0 号	前	北九州市八幡西区筒井町 3 番 1 地先から 北九州市八幡西区大字野面 2 6 9 番 3 地先まで	10.6 ～ 51.3	14,609.7
		後	北九州市八幡西区筒井町 3 番 1 地先から 北九州市八幡西区大字野面 2 6 9 番 3 地先まで	10.6 ～ 51.3	14,609.7

北九州市告示 3 4 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 8 年 9 月 2 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
3	3 号	北九州市門司区東本町一丁目 6 番 2 4 地先から 北九州市小倉北区砂津一丁目 3 2 3 番 9 地先まで
2 0 0	2 0 0 号	北九州市八幡西区筒井町 3 番 1 地先から 北九州市八幡西区大字野面 2 6 9 番 3 地先まで

北九州市告示 3 4 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2 6 2	柄杓田 大里線	前	北九州市門司区大字柄杓田 5 0 9 番 1 地先から 北九州市門司区大里東一丁 目 3 9 8 4 番 1 地先まで	6.1 ～ 51.7	6,648.4
		後	北九州市門司区大字柄杓田 5 0 9 番 1 地先から 北九州市門司区下二十町 1 番 1 地先まで	6.1 ～ 51.7	6,639.5
2 5 4	須磨園 南原曾 根線	前	北九州市小倉南区朽網東四 丁目 9 4 番 1 地先から 北九州市小倉南区下曾根四 丁目 2 1 1 2 番 1 地先まで	4.1 ～ 22.2	4,864.8
		後	北九州市小倉南区朽網東四 丁目 9 4 番 1 地先から 北九州市小倉南区下曾根四 丁目 2 1 1 2 番 1 地先まで	4.3 ～ 22.2	4,865.7
5 0	八幡戸 畑線	前	北九州市八幡東区前田三丁 目 3 7 番地先から 北九州市戸畑区幸町 1 1 番 地先まで	16.4 ～ 96.3	7,060.1

		後	北九州市八幡東区前田三丁目 3 7 番地先から 北九州市戸畑区幸町 1 1 番地先まで	16.4 ～ 96.3	7,066.3
--	--	---	--	-------------------	---------

北九州市告示第 3 4 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 8 年 9 月 2 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
2 6 2	柄杓田大里線	北九州市門司区大字柄杓田 5 0 9 番 1 地先から 北九州市門司区下二十町 1 番 1 地先まで
2 5 4	須磨園南原曾根線	北九州市小倉南区朽網東四丁目 9 4 番 1 地先から 北九州市小倉南区下曾根四丁目 2 1 1 2 番 1 地先まで
5 0	八幡戸畑線	北九州市八幡東区前田三丁目 3 7 番地先から 北九州市戸畑区幸町 1 1 番地先まで

北九州市告示第 3 4 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
6 1 8 7	中曽根 1 6 号 線	小倉南区中曽根四丁目 1 0 2 1 番 1 8 地先から 小倉南区中曽根四丁目 1 0 2 1 番 1 地先まで	4. 5 ～ 4. 7	40. 4
6 3 6 2	中曽根 2 5 号 線	小倉南区中曽根四丁目 1 0 1 5 番 1 1 地先から 小倉南区中曽根四丁目 1 0 2 1 番 1 7 地先まで	6. 4 ～ 6. 5	38. 2

北九州市告示第 3 4 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1 8 9 5	下二十町 3 号線	前	門司区下二十町 1 番 1 地先から 門司区下二十町 1 0 3 番 3 地先まで	3. 5 ～ 5. 4	128. 2
		後	門司区下二十町 1 番 1 地先から 門司区下二十町 1 0 3 番 3 地先まで	3. 3 ～ 5. 0	124. 9
1 8 9 6	下二十町 4 号線	前	門司区下二十町 2 0 2 番 2 地先から 門司区下二十町 2 1 1 番 2 地先まで	6. 3 ～ 6. 6	155. 3
		後	門司区下二十町 2 0 2 番 4 地先から 門司区下二十町 2 1 1 番 2 地先まで	6. 3 ～ 6. 6	152. 5
5 0 6	田町大手町 1 号線	前	小倉北区田町 1 0 番 4 地先から 小倉北区大手町 2 4 番 3 地先まで	40. 1 ～ 54. 0	561. 5

		後	小倉北区田町 1 0 番 4 地先 から 小倉北区大手町 2 4 番 3 地 先まで	40.1 ～ 54.0	561.5
5 0 9	城内木 町 1 号 線	前	小倉北区城内 4 6 番 9 地先 から 小倉北区木町一丁目 8 0 6 番 1 地先まで	21.8 ～ 52.5	1,088.8
		後	小倉北区城内 4 6 番 9 地先 から 小倉北区木町一丁目 8 0 6 番 1 地先まで	22.0 ～ 52.5	1,089.6
7 2 3	大手町 金田 1 号線	前	小倉北区大手町豊後橋から 小倉北区金田一丁目 3 6 1 番 4 地先まで	15.1 ～ 17.3	848.9
		後	小倉北区大手町豊後橋から 小倉北区金田一丁目 3 6 1 番 4 地先まで	15.1 ～ 17.3	849.3
1 5 5 1	朽網 1 8 号線	前	小倉南区朽網東一丁目 9 2 3 番 4 地先から 小倉南区朽網東一丁目 1 3 8 5 番 1 地先まで	1.5 ～ 8.3	62.9
		後	小倉南区朽網東一丁目 9 2 3 番 4 地先から 小倉南区朽網東一丁目 1 3 8 5 番 1 地先まで	1.5 ～ 3.3	58.4
1 5 5 9	朽網 2 6 号線	前	小倉南区大字朽網 9 2 1 番 1 地先から 小倉南区大字朽網 1 4 0 5 番 1 地先まで	2.1 ～ 3.8	322.3
		後	小倉南区朽網西六丁目 9 2 1 番 2 地先から	2.1 ～	316.3

			小倉南区朽網西五丁目 1 4 0 5 番 1 地先まで	3.8	
1 5 8 0	朽網 4 7 号線	前	小倉南区大字朽網 1 3 8 8 番 1 地先から 小倉南区大字朽網 2 0 2 2 番 2 2 地先まで	2.2 ～ 3.8	133.9
		後	小倉南区朽網西五丁目 1 3 8 8 番 3 地先から 小倉南区朽網西五丁目 2 0 2 2 番 2 2 地先まで	2.2 ～ 4.5	134.1
1 7 0 5	朽網 1 7 2 号 線	前	小倉南区大字朽網 2 0 3 2 番 1 地先から 小倉南区朽網西五丁目 2 0 4 4 番 1 地先まで	9.6 ～ 11.9	267.2
		後	小倉南区朽網西五丁目 2 0 3 2 番 1 地先から 小倉南区朽網西五丁目 2 0 4 4 番 1 地先まで	9.1 ～ 12.5	263.2
1 7 0 6	朽網 1 7 3 号 線	前	小倉南区大字朽網 2 0 4 4 番 2 0 地先から 小倉南区大字朽網 2 0 2 2 番 5 0 地先まで	6.8 ～ 8.4	262.1
		後	小倉南区朽網西五丁目 2 0 4 4 番 2 0 地先から 小倉南区朽網西五丁目 2 0 2 2 番 5 0 地先まで	6.8 ～ 7.7	262.8
2 4 1 9	曽根 5 3 号線	前	小倉南区中曽根四丁目 1 2 9 9 番 1 8 地先から 小倉南区中曽根六丁目 9 3 3 番 8 地先まで	1.8 ～ 6.9	238.0
		後	小倉南区中曽根四丁目 1 2 9 9 番 1 8 地先から	1.8 ～	237.4

			小倉南区中曽根六丁目 9 3 3 番 8 地先まで	6.9	
2 9 9 5	長野 1 8 号線	前	小倉南区大字長野 7 4 1 番 3 地先から 小倉南区大字長野 2 7 8 番 1 地先まで	3.7 ～ 10.7	1,508.7
		後	小倉南区大字長野 7 4 1 番 3 地先から 小倉南区大字長野 2 7 8 番 1 地先まで	3.7 ～ 9.2	1,506.8
2 9 9 6	長野 1 9 号線	前	小倉南区大字長野 8 0 0 番 1 0 地先から 小倉南区大字長野 1 1 3 番 地先まで	3.8 ～ 17.0	470.4
		後	小倉南区大字長野 8 0 0 番 1 地先から 小倉南区大字長野 1 1 3 番 地先まで	3.8 ～ 9.2	469.1
3 0 2 7	長野 5 0 号線	前	小倉南区大字長野 7 9 2 番 3 地先から 小倉南区大字長野 2 6 3 番 地先まで	2.2 ～ 11.8	513.7
		後	小倉南区大字長野 7 9 2 番 3 地先から 小倉南区大字長野 2 6 3 番 1 地先まで	2.6 ～ 11.8	512.2
3 2 3 9	貫 8 号 線	前	小倉南区下貫四丁目 3 6 3 7 番 1 地先から 小倉南区大字貫 2 9 0 8 番 1 地先まで	1.4 ～ 7.9	1,604.0
		後	小倉南区下貫四丁目 3 6 3 7 番 1 地先から	1.4 ～	1,604.0

			小倉南区大字貫 2 9 0 8 番 1 地先まで	7.9	
4 4 6 9	朽網 2 3 8 号 線	前	小倉南区大字朽網 1 3 8 5 番 1 地先から 小倉南区大字朽網 1 3 8 4 番 1 地先まで	9.1 ～ 10.1	31.2
		後	小倉南区朽網東一丁目 1 3 8 5 番 1 地先から 小倉南区朽網東一丁目 9 2 5 番 6 地先まで	14.9 ～ 37.9	34.1
4 9 9 4	朽網西 3 2 号 線	前	小倉南区朽網西五丁目 2 0 2 2 番 1 地先から 小倉南区朽網西五丁目 2 0 2 2 番 1 地先まで	5.7 ～ 6.4	126.3
		後	小倉南区朽網西五丁目 2 0 2 2 番 1 地先から 小倉南区朽網西五丁目 2 0 2 2 番 6 3 地先まで	5.7 ～ 5.9	126.2
7 5 7	乙丸 4 号線	前	若松区大字乙丸 1 5 5 1 番 1 地先から 若松区花野路一丁目 1 0 2 番 1 地先まで	17.0 ～ 19.0	975.7
		後	若松区大字乙丸 1 5 5 1 番 1 地先から 若松区花野路一丁目 1 0 2 番 1 地先まで	16.9 ～ 21.2	988.7
1 4 4 4	中央 2 6 号線	前	八幡東区中央二丁目 5 番 3 地先から 八幡東区中央二丁目 5 番 2 地先まで	13.0 ～ 34.0	253.1
		後	八幡東区東田二丁目 1 番 1 0 1 地先から	13.0 ～	237.7

			八幡東区中央二丁目５番２ 地先まで	26.2	
1 9 6 2	枝光尾 倉 1 号 線	前	八幡東区東田二丁目 1 番 1 0 1 地先から 八幡東区東田二丁目 1 0 0 番 1 3 地先まで	40.0 ～ 90.9	696.0
		後	八幡東区東田三丁目 1 番 1 0 1 地先から 八幡東区東田二丁目 1 0 0 番 1 3 地先まで	40.0 ～ 44.2	696.3
5 1 6	黒崎岸 の浦 1 号線	前	八幡西区黒崎三丁目 2 5 番 地先から 八幡西区岸の浦二丁目 1 2 番 1 地先まで	15.2 ～ 28.9	1,090.7
		後	八幡西区黒崎三丁目 2 5 番 地先から 八幡西区岸の浦二丁目 1 2 番 1 地先まで	15.2 ～ 28.9	1,088.0
7 3 5	紅梅幸 神 1 号 線	前	八幡西区紅梅一丁目 2 2 番 2 地先から 八幡西区幸神一丁目 2 番 1 1 地先まで	17.0 ～ 23.1	2,201.3
		後	八幡西区紅梅一丁目 2 2 番 2 地先から 八幡西区幸神一丁目 2 番 1 1 地先まで	17.0 ～ 23.1	2,201.6
7 6 0	野面金 剛 1 号 線	前	八幡西区大字野面 8 6 4 番 1 地先から 八幡西区金剛一丁目 1 0 2 7 番 3 地先まで	2.7 ～ 16.7	1,983.8
		後	八幡西区大字野面 8 6 4 番 1 地先から	2.7 ～	1,983.6

			八幡西区金剛一丁目 1 0 2 7 番 3 地先まで	16.7	
1 0 0 5	相生町 5 号線	前	八幡西区相生町 1 4 番 1 0 地先から 八幡西区鉄竜一丁目 1 0 2 番地先まで	8.1 ～ 9.1	389.4
		後	八幡西区相生町 1 4 番 1 0 地先から 八幡西区相生町 1 番 1 地先 まで	8.0 ～ 8.2	389.3
1 0 0 7	相生町 7 号線	前	八幡西区相生町 1 番 6 地先 から 八幡西区相生町 4 番 1 地先 まで	8.1	59.2
		後	八幡西区相生町 1 番 6 地先 から 八幡西区相生町 4 番 1 地先 まで	8.1	59.4
2 4 5 7	岸の浦 1 号線	前	八幡西区岸の浦一丁目 2 1 番 2 地先から 八幡西区岡田町 5 3 番 1 地 先まで	13.8 ～ 27.7	354.7
		後	八幡西区岸の浦一丁目 2 1 番 2 地先から 八幡西区岡田町 5 3 番 1 地 先まで	13.8 ～ 27.7	352.9
2 4 5 9	岸の浦 3 号線	前	八幡西区岸の浦一丁目 2 2 番 4 地先から 八幡西区岸の浦一丁目 2 1 番 9 地先まで	8.7 ～ 13.0	207.9
		後	八幡西区岸の浦一丁目 2 2 番 4 地先から	8.7 ～	205.5

			八幡西区岸の浦一丁目 2 1 番 9 地先まで	13.0	
2 4 6 4	岸の浦 8 号線	前	八幡西区岸の浦一丁目 2 2 番 1 地先から 八幡西区岸の浦一丁目 3 0 番 2 地先まで	10.0 ～ 25.9	188.8
		後	八幡西区岸の浦一丁目 2 2 番 1 地先から 八幡西区岸の浦一丁目 8 番 4 地先まで	10.5 ～ 15.1	188.6
2 4 6 9	岸の浦 1 3 号 線	前	八幡西区岸の浦二丁目 1 0 番 1 地先から 八幡西区岸の浦二丁目 1 9 番 1 4 地先まで	5.8 ～ 15.0	58.6
		後	八幡西区岸の浦二丁目 1 0 番 1 地先から 八幡西区岸の浦二丁目 1 9 番 1 4 地先まで	5.8 ～ 15.0	58.1
2 4 7 0	岸の浦 1 4 号 線	前	八幡西区岸の浦二丁目 1 9 番 1 1 地先から 八幡西区岸の浦二丁目 2 0 番 6 地先まで	3.9 ～ 4.0	130.0
		後	八幡西区岸の浦二丁目 1 9 番 1 1 地先から 八幡西区岸の浦二丁目 2 0 番 6 地先まで	3.9 ～ 4.0	130.6
2 4 7 5	岸の浦 1 9 号 線	前	八幡西区岸の浦二丁目 2 1 番地先から 八幡西区岸の浦二丁目 1 5 番 6 地先まで	3.7 ～ 9.5	382.5
		後	八幡西区岸の浦二丁目 2 1 番地先から	3.7 ～	382.2

			八幡西区岸の浦二丁目 1 5 番 6 地先まで	9.5	
2 4 7 6	岸の浦 2 0 号 線	前	八幡西区岸の浦二丁目 1 5 番 2 地先から 八幡西区岸の浦二丁目 2 3 番地先まで	6.3 ～ 8.0	148.6
		後	八幡西区岸の浦二丁目 1 2 番 1 4 地先から 八幡西区岸の浦二丁目 2 3 番地先まで	6.4 ～ 8.1	150.2
3 1 4 9	木屋瀬 6 9 号 線	前	八幡西区木屋瀬五丁目 1 1 2 番 6 地先から 八幡西区木屋瀬五丁目 1 5 5 番 3 地先まで	4.0 ～ 9.3	479.3
		後	八幡西区木屋瀬五丁目 1 1 2 番 6 地先から 八幡西区木屋瀬五丁目山浦 橋まで	4.0 ～ 9.3	486.2
3 1 7 8	金剛 2 4 号線	前	八幡西区金剛三丁目 1 6 3 7 番 4 地先から 八幡西区金剛二丁目 1 6 3 0 番 3 9 地先まで	5.1 ～ 6.8	325.7
		後	八幡西区金剛三丁目 1 6 3 7 番 4 地先から 八幡西区金剛二丁目 1 6 3 0 番 3 9 地先まで	5.1 ～ 6.8	325.7
3 1 7 9	金剛 2 5 号線	前	八幡西区金剛二丁目 6 3 8 番 1 0 地先から 八幡西区金剛二丁目 1 6 3 7 番 4 地先まで	1.0 ～ 4.7	322.0
		後	八幡西区金剛二丁目 6 3 8 番 1 0 地先から	1.0 ～	313.6

			八幡西区金剛三丁目 1 6 3 8 番 4 地先まで	4.7	
3 1 8 7	金剛 3 3 号線	前	八幡西区金剛三丁目 9 1 5 番 1 地先から 八幡西区大字金剛 4 0 5 番 地先まで	4.7 ～ 7.3	802.4
		後	八幡西区金剛三丁目 9 1 4 番 9 地先から 八幡西区大字金剛 4 0 5 番 地先まで	4.7 ～ 7.3	802.2
3 2 0 8	幸神 1 号線	前	八幡西区幸神一丁目 3 0 番 1 地先から 八幡西区幸神一丁目 2 9 番 1 地先まで	5.1 ～ 8.1	231.0
		後	八幡西区幸神一丁目 3 0 番 5 地先から 八幡西区幸神一丁目 2 9 番 1 地先まで	5.1 ～ 8.1	230.8
3 2 1 0	幸神 3 号線	前	八幡西区幸神一丁目 1 9 番 1 地先から 八幡西区幸神一丁目 3 1 番 3 地先まで	11.0 ～ 11.8	284.7
		後	八幡西区幸神一丁目 1 9 番 1 地先から 八幡西区幸神一丁目 3 1 番 1 3 地先まで	10.9 ～ 11.8	284.1
4 2 7 5	野面 8 8 号線	前	八幡西区大字野面 5 5 1 番 1 地先から 八幡西区大字野面 5 6 1 番 3 地先まで	4.2 ～ 10.4	115.3
		後	八幡西区大字野面 5 5 1 番 1 地先から	4.7 ～	107.0

			八幡西区木屋瀬東三丁目 5 6 1 番 3 地先まで	9.2	
--	--	--	-------------------------------	-----	--

北九州市告示第 3 5 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 8 年 9 月 2 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市都市整備局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
1 8 9 5	下二十町 3 号線	門司区下二十町 1 番 1 地先から 門司区下二十町 1 0 3 番 3 地先まで
1 8 9 6	下二十町 4 号線	門司区下二十町 2 0 2 番 4 地先から 門司区下二十町 2 1 1 番 2 地先まで
5 0 6	田町大手 町 1 号線	小倉北区田町 1 0 番 4 地先から 小倉北区大手町 2 4 番 3 地先まで
5 0 9	城内木町 1 号線	小倉北区城内 4 6 番 9 地先から 小倉北区木町一丁目 8 0 6 番 1 地先まで
7 2 3	大手町金 田 1 号線	小倉北区大手町豊後橋から 小倉北区金田一丁目 3 6 1 番 4 地先まで
1 5 5 1	朽網 1 8 号線	小倉南区朽網東一丁目 9 2 3 番 4 地先から 小倉南区朽網東一丁目 1 3 8 5 番 1 地先まで
1 5 5 9	朽網 2 6 号線	小倉南区朽網西六丁目 9 2 1 番 2 地先から 小倉南区朽網西五丁目 1 4 0 5 番 1 地先まで
1 5 8 0	朽網 4 7 号線	小倉南区朽網西五丁目 1 3 8 8 番 3 地先から 小倉南区朽網西五丁目 2 0 2 2 番 2 2 地先まで
1 7 0 5	朽網 1 7 2 号線	小倉南区朽網西五丁目 2 0 3 2 番 1 地先から 小倉南区朽網西五丁目 2 0 4 4 番 1 地先まで

1 7 0 6	朽網 1 7 3 号線	小倉南区朽網西五丁目 2 0 4 4 番 2 0 地先から 小倉南区朽網西五丁目 2 0 2 2 番 5 0 地先まで
2 4 1 9	曽根 5 3 号線	小倉南区中曽根四丁目 1 2 9 9 番 1 8 地先から 小倉南区中曽根六丁目 9 3 3 番 8 地先まで
2 9 9 5	長野 1 8 号線	小倉南区大字長野 7 4 1 番 3 地先から 小倉南区大字長野 2 7 8 番 1 地先まで
2 9 9 6	長野 1 9 号線	小倉南区大字長野 8 0 0 番 1 地先から 小倉南区大字長野 1 1 3 番 地先まで
3 0 2 7	長野 5 0 号線	小倉南区大字長野 7 9 2 番 3 地先から 小倉南区大字長野 2 6 3 番 1 地先まで
3 2 3 9	貫 8 号線	小倉南区下貫四丁目 3 6 3 7 番 1 地先から 小倉南区大字貫 2 9 0 8 番 1 地先まで
4 4 6 9	朽網 2 3 8 号線	小倉南区朽網東一丁目 1 3 8 5 番 1 地先から 小倉南区朽網東一丁目 9 2 5 番 6 地先まで
4 9 9 4	朽網西 3 2 号線	小倉南区朽網西五丁目 2 0 2 2 番 1 地先から 小倉南区朽網西五丁目 2 0 2 2 番 6 3 地先まで
6 1 8 7	中曽根 1 6 号線	小倉南区中曽根四丁目 1 0 2 1 番 1 8 地先から 小倉南区中曽根四丁目 1 0 2 1 番 1 地先まで
6 3 6 2	中曽根 2 5 号線	小倉南区中曽根四丁目 1 0 1 5 番 1 1 地先から 小倉南区中曽根四丁目 1 0 2 1 番 1 7 地先まで
7 5 7	乙丸 4 号 線	若松区大字乙丸 1 5 5 1 番 1 地先から 若松区花野路一丁目 1 0 2 番 1 地先まで
1 4 4 4	中央 2 6 号線	八幡東区東田二丁目 1 番 1 0 1 地先から 八幡東区中央二丁目 5 番 2 地先まで
1 9 6 2	枝光尾倉 1 号線	八幡東区東田三丁目 1 番 1 0 1 地先から 八幡東区東田二丁目 1 0 0 番 1 3 地先まで
5 1 6	黒崎岸の 浦 1 号線	八幡西区黒崎三丁目 2 5 番 地先から 八幡西区岸の浦二丁目 1 2 番 1 地先まで

7 3 5	紅梅幸神 1 号線	八幡西区紅梅一丁目 2 2 番 2 地先から 八幡西区幸神一丁目 2 番 1 1 地先まで
7 6 0	野面金剛 1 号線	八幡西区大字野面 8 6 4 番 1 地先から 八幡西区金剛一丁目 1 0 2 7 番 3 地先まで
1 0 0 5	相生町 5 号線	八幡西区相生町 1 4 番 1 0 地先から 八幡西区相生町 1 番 1 地先まで
1 0 0 7	相生町 7 号線	八幡西区相生町 1 番 6 地先から 八幡西区相生町 4 番 1 地先まで
2 4 5 7	岸の浦 1 号線	八幡西区岸の浦一丁目 2 1 番 2 地先から 八幡西区岡田町 5 3 番 1 地先まで
2 4 5 9	岸の浦 3 号線	八幡西区岸の浦一丁目 2 2 番 4 地先から 八幡西区岸の浦一丁目 2 1 番 9 地先まで
2 4 6 4	岸の浦 8 号線	八幡西区岸の浦一丁目 2 2 番 1 地先から 八幡西区岸の浦一丁目 8 番 4 地先まで
2 4 7 0	岸の浦 1 4 号線	八幡西区岸の浦二丁目 1 9 番 1 1 地先から 八幡西区岸の浦二丁目 2 0 番 6 地先まで
2 4 7 5	岸の浦 1 9 号線	八幡西区岸の浦二丁目 2 1 番地先から 八幡西区岸の浦二丁目 1 5 番 6 地先まで
2 4 7 6	岸の浦 2 0 号線	八幡西区岸の浦二丁目 1 2 番 1 4 地先から 八幡西区岸の浦二丁目 2 3 番地先まで
3 1 4 9	木屋瀬 6 9 号線	八幡西区木屋瀬五丁目 1 1 2 番 6 地先から 八幡西区木屋瀬五丁目山浦橋まで
3 1 7 8	金剛 2 4 号線	八幡西区金剛三丁目 1 6 3 7 番 4 地先から 八幡西区金剛二丁目 1 6 3 0 番 3 9 地先まで
3 1 7 9	金剛 2 5 号線	八幡西区金剛二丁目 6 3 8 番 1 0 地先から 八幡西区金剛三丁目 1 6 3 8 番 4 地先まで
3 1 8 7	金剛 3 3 号線	八幡西区金剛三丁目 9 1 4 番 9 地先から 八幡西区大字金剛 4 0 5 番地先まで

3 2 0 8	幸神 1 号 線	八幡西区幸神一丁目 3 0 番 5 地先から 八幡西区幸神一丁目 2 9 番 1 地先まで
3 2 1 0	幸神 3 号 線	八幡西区幸神一丁目 1 9 番 1 地先から 八幡西区幸神一丁目 3 1 番 1 3 地先まで
4 2 7 5	野面 8 8 号線	八幡西区大字野面 5 5 1 番 1 地先から 八幡西区木屋瀬東三丁目 5 6 1 番 3 地先まで

北九州市告示第 3 5 1 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 4 8 年法律第 1 1 0 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市若松区北湊町 1 3 番 2 号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所
常務執行役員北九州事業所長 乗松達也

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市若松区北湊町 1 3 番 2 号
日揮触媒化成株式会社北九州事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	D—3（トレイスクラバー）
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 4 6 年政令第 1 8 8 号）別表第 1 の第 2 7 号ルに掲げる湿式集じん施設
能力	6 0 m ³ ／日

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び使用開始年月日

使用時間間隔	連続
1 日当たりの使用時間	2 4 時間
季節的変動	なし
使用開始年月日	平成 1 2 年 1 2 月 1 0 日

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の 1 日当たりの通常の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値

汚水等の量 ($\text{m}^3 / \text{日}$)	通常 60 最大 60
水素イオン濃度	通常 7～8 最大 7～8
浮遊物質 (mg / ℓ)	通常 50 最大 150
化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	通常 10 最大 15
窒素含有量 (mg / ℓ)	通常 0.5未満 最大 1
りん 含有量 (mg / ℓ)	通常 0 最大 0.5

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値等

処理施設名 廃水処理施設

項目	設置前	設置後
汚水等の量 ($\text{m}^3 / \text{日}$)	通常 12, 236 最大 14, 009	同左
水素イオン濃度	通常 5.8 最大 8.6	同左
浮遊物質 (mg / ℓ)	通常 27 最大 42	同左
化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	通常 10 最大 15	同左
窒素含有量 (mg / ℓ)	通常 40 最大 60	同左
りん 含有量 (mg / ℓ)	通常 0.2 最大 0.9	同左
ほう素及びその化合物 (mg / ℓ)	通常 5 最大 10	同左
ふっ素及びその化合物 (mg / ℓ)	通常 4 最大 8	同左

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 No. 4排水口

イ 排水水の量及び汚染状態

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m ³ /日)	通常 11, 392 最大 12, 988	同左
水素イオン濃度	通常 5.8 最大 8.6	同左
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常 27 最大 42	同左
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
リン含有量 (mg/ℓ)	通常 0.2 最大 0.9	同左
ほう素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 5 最大 10	同左
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常 4 最大 8	同左
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/ℓ)	通常 40 最大 60	同左
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常 10 最大 15	同左

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年9月2日から同年9月23日まで（日曜日、土曜日及び国民の

祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。
）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

（2） 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 8 年 9 月 23 日までに前項第 2 号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第 6 3 6 号

中小規模の市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

この公告の日から令和 8 年 1 2 月 4 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

この公告の日から令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

(2) 期間

令和 8 年 1 0 月 2 8 日から同月 3 0 日までの午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市庁舎地下2階第2入札室

6 入札保証金

(1) 1物件につき5万円とする。

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

7 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- キ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
ク アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
(4) 契約規則第2条の規定に該当する者

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

(2) 受付期間

令和9年1月12日から同年2月18日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局アセットマネジメント推進室（財産活用推進担当）

電話 093-582-2007

別表

物件 番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	公簿 地目	実測面積 (㎡)	最低売却価 格(円)	
17	小倉南区企救丘 六丁目925番 261	宅地	200.12	9,250,000	令和8年12月 1日(火)午前 10時

18	小倉南区企救丘 六丁目9番3 57	宅地	125.06	5,970,000	令和8年12月 1日（火）午前 11時
19	小倉南区葉山町 三丁目6番13 7	宅地	170.08	7,510,000	令和8年12月 2日（水）午前 10時
20	小倉南区守恒四 丁目3番25 91	宅地	219.35	19,180,000	令和8年12月 2日（水）午前 11時
21	八幡東区昭和二 丁目6番8	宅地	631.16	60,550,000	令和8年12月 3日（木）午前 10時
22	八幡西区萩原二 丁目4番4	宅地	1,156.76	80,050,000	令和8年12月 3日（木）午前 11時
23	戸畑区千防三丁 目10番1ほか 1筆	宅地	1,087.01	82,180,000	令和8年12月 4日（金）午前 10時